埼玉県教育委員会教育長 高田 直芳 様

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議 議長 竹渕 晴男

埼玉県職員組合

執行委員長 竹渕 晴男

埼玉県教職員組合 中央執行委員長 北村 純一

埼玉県高等学校教職員組合 中央執行委員長 小澤 道夫

2021年度夏季手当の増額、「夏休み」等の改善 及び新型コロナ感染症に関する要求書

私たち県職員・教職員の生涯賃金は、2012年度400万円を超える退職手当の大幅な削減、2013年7月から2014年3月までの「特例減額」、2014年度一時金の役職段階別加算制度、昇格制度の見直し、2015年度平均2.5%、最大4.4%もの賃金削減となる「給与制度の総合的見直し」の導入、そして2017年度は配偶者の扶養手当削減に加え、約80万円の退職手当の削減などにより、大幅に削減されました。

さらに、2014年度の地方公務員法「改正」によって、人事評価結果を給与に反映させる新たな「人事評価システム」が導入され、すでに昇給と勤勉手当は、評価結果を反映したものとなっています。

これらは、デフレを脱却するために内需を拡大し、景気回復を図ろうとする動きに逆行するものであると同時に、協力・協働が最も大切である公務職場で働く県職員・教職員の労働 実態を省みないものです。県職員・教職員の労働実態は、人員不足や欠員による仕事量の増 大、慢性的な時間外勤務、超過密な労働により現職死亡や病気休職者が増加するなど、非常 に深刻な事態が続いています。

新型コロナウイルス感染症拡大から1年以上が経過しましたが、今もなお収束の目途は見えません。埼玉県においても変異株を含めたコロナ感染拡大が猛威をふるい、まん延防止等重点措置が講じられている地域もある状況です。この1年、県職員は、県民からの電話相談や感染者の搬送、感染源の消毒、宿泊療養施設での応援業務、教職員は、GIGAスクール構想に関わる対応、日々の消毒作業や「密」を回避するための工夫、学校行事等の急な予定変更の対応、学習権の保障など、県民・児童生徒のために日々奮闘してきました。そして、その結果これまで以上の長時間過密労働を強いられる状況となっています。これはまさに新自由主義的な政策により、公務・公共サービスを縮小し続けてきたことが、パンデミックや自然災害などの緊急事態に、県民・児童生徒のいのちと安全を十分に守り対処しきれないことを明らかとしただけでなく、長時間過密労働をはじめ大きなしわ寄せを、現場の県職員・教職員にもたらしています。

これまで当局が行ってきた数々の賃金の削減や、昨年度の一時金0.05月引き下げは、 景気の動向を左右するばかりでなく、現場の県職員・教職員の奮闘に応えるものではないと ともに、生計費原則にも基づかない公務労働者の生活を脅かす行為です。働く者の生活と権 利を守るとともに、県職員・教職員が県民サービスの向上と教育の充実のために安心し、か つ意欲を持って仕事に専念できるよう、下記のことを要求します。

記

- 1 夏季手当は期末手当一本とし、3.0ヶ月分(年間6ヶ月以上)を支給すること。 再任用職員および会計年度任用職員もこれに準じて引き上げること。
- 2 人事評価結果の勤勉手当への成績率反映は廃止すること。
- 3 一時金の役職による加算措置を廃止すること。廃止できない場合には、当面の措置として職務経験年数基準を緩和すること。
- 4 病気休職を取得した職員の勤勉手当は、「基準日」に在職していない場合でも支給対象 期間中の実勤務期間について支給すること。
- 5 「夏休み」の日数を7日間とすること。また、会計年度任用職員は「一般職」であることから、「夏休み」の日数を一般職と同等に付与すること。
- 6 夏季休暇の取得促進のため、取得期間を拡大すること。
- 7 「職員リフレッシュ事業」と「マイリフレッシュ事業」の日数を増やし、対象地域を考

慮し、内容を充実すること。今年度利用できない期間がある状況を鑑み、利用期間を 延長すること。

- 8 コロナ感染拡大に伴う応援業務等により、業務量が増大していることから職員の負担軽減策を早急に講じること。
- 9 コロナ感染拡大に伴い、県職員・教職員の感染リスクが高まっていることから、定期的なPCR検査体制の整備を講ずること。